

第1回 佐久市国民宿舎もちづき荘再整備検討委員会 次第

日時 令和8年5月14日(木)

15時00分～

場所 もちづき荘

委嘱書交付

1 開 会

2 趣旨説明

3 挨拶

4 自己紹介

5 会長、副会長選出

6 議事

(1) 基本方針(案)について

『豊かな自然と名湯に癒され、誰もが気軽に安心して利用でき、
身近で親しまれる春日温泉もちづき荘』

(2) 施設の現状について

設置条例【資料No.1】、建物の概要【資料No.2】、意見・課題等【資料No.3】

(3) 今後のスケジュール(案)について

令和8年 7月 第2回:意見・課題の整理

令和8年 8月 第3回:他事例視察

令和8年10月 第4回:意見・課題の集約

令和9年 1月 第5回:意見・課題まとめ

(4) その他

7 閉 会

改正

平成21年9月30日条例第28号
平成26年12月19日条例第30号
令和元年7月1日条例第14号

佐久市国民宿舎もちづき荘条例

(設置)

第1条 市民及び観光客に健全なレクリエーションの場を提供し、福祉の向上及び健康の増進に資するため、国民宿舎を設置する。

(名称、構成施設及び位置)

第2条 国民宿舎の名称、構成施設及び位置は、次のとおりとする。

名称	構成施設	位置
佐久市国民宿舎もちづき荘	宿泊休憩施設	佐久市春日5921番地
	ゴルフ練習場	
	テニスコート	

(指定管理者による管理)

第3条 国民宿舎の管理は、佐久市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐久市条例第21号）の定めるところにより、市長が指定したもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(利用時間等)

第4条 国民宿舎の利用時間及び利用期間は、別表第1のとおりとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間又は利用期間を変更し、若しくは休館日を設定することができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国民宿舎の利用の許可に関する業務
- (2) 国民宿舎の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 国民宿舎の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(利用の許可)

第6条 国民宿舎を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、国民宿舎の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可に国民宿舎の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、前条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は前条第3項に規定する許可の条件に違反したとき。
- (2) 利用申請に偽りのあったとき。
- (3) 災害又は管理上やむを得ない理由により、特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、許可した事項を変更し、若しくは許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第8条 利用者は、指定管理者に国民宿舎の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(予約金)

第9条 指定管理者は、国民宿舎の宿泊を伴う利用者から、利用料金の一部として1,000円の範囲内において予約金を徴収することができる。

2 前項に定める予約金の取扱いは次のとおりとする。

(1) 予約金は、利用料金の納付の際、精算するものとする。

(2) 利用日前7日の前日（15人以上の団体（以下「団体」という。）の場合にあっては、利用日前10日の前日）までに利用の取消しの申出があった場合は、返金に要する経費を差し引いて還付するものとする。

(3) 利用日前7日（団体の場合にあっては、利用日前10日）以降に利用の取消しの申出があった場合及び利用の取消しの申出がなく利用しなかった場合は、予約金は、還付しないものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第11条 利用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備付けの器具以外の器具を持ち込んで利用しようとする場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、国民宿舎を許可目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第13条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第7条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により国民宿舎の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の望月町国民宿舎もちづき荘設置及び管理に関する条例（昭和42年望月町条例第16号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお、合併前の条例の例による。

附 則（平成21年9月30日条例第28号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(佐久市春日温泉スポーツ施設条例の廃止)

2 佐久市春日温泉スポーツ施設条例(平成17年佐久市条例第143号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の佐久市春日温泉スポーツ施設条例(以下「旧条例」という。)の規定によりなされた使用の許可、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の佐久市国民宿舎もちづき荘条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例施行の際、現に旧条例の規定に基づいて使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年12月19日条例第30号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(佐久市佐久情報センター条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(第28条及び第45条の規定を除く。)は、施行日以後の使用等に係る使用料等について適用する。ただし、施行日前にされた使用許可等に基づく使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

1 宿泊休憩施設の利用時間

利用時間	
宿泊	午後3時から翌日の午前10時まで
休憩	午前10時から午後9時まで

2 ゴルフ練習場の利用時間及び利用期間

利用時間	利用期間
午前10時から午後9時まで	4月1日から11月30日まで

3 テニスコートの利用時間及び利用期間

利用時間	利用期間
午前8時から午後6時まで	4月1日から11月30日まで

別表第2(第8条関係)

1 宿泊休憩施設の利用料金

利用者区分	利用料金 区分	宿泊利用料金				休憩利用料金	
		宿泊料(1泊1人)	食事料(1人)		計 2食付 (1泊1人)	休憩料 (1人)	入浴のみの 場合
		朝食料	夕食料	小計			
大人	5,230円	2,090円	3,140円	5,230円	10,460円	1,570円	450円
小学校児童	4,190円	2,090円	3,140円	5,230円	9,420円	1,040円	260円
3歳以上未就学の幼児	2,090円					310円	
3歳未満の幼児	無料					無料	

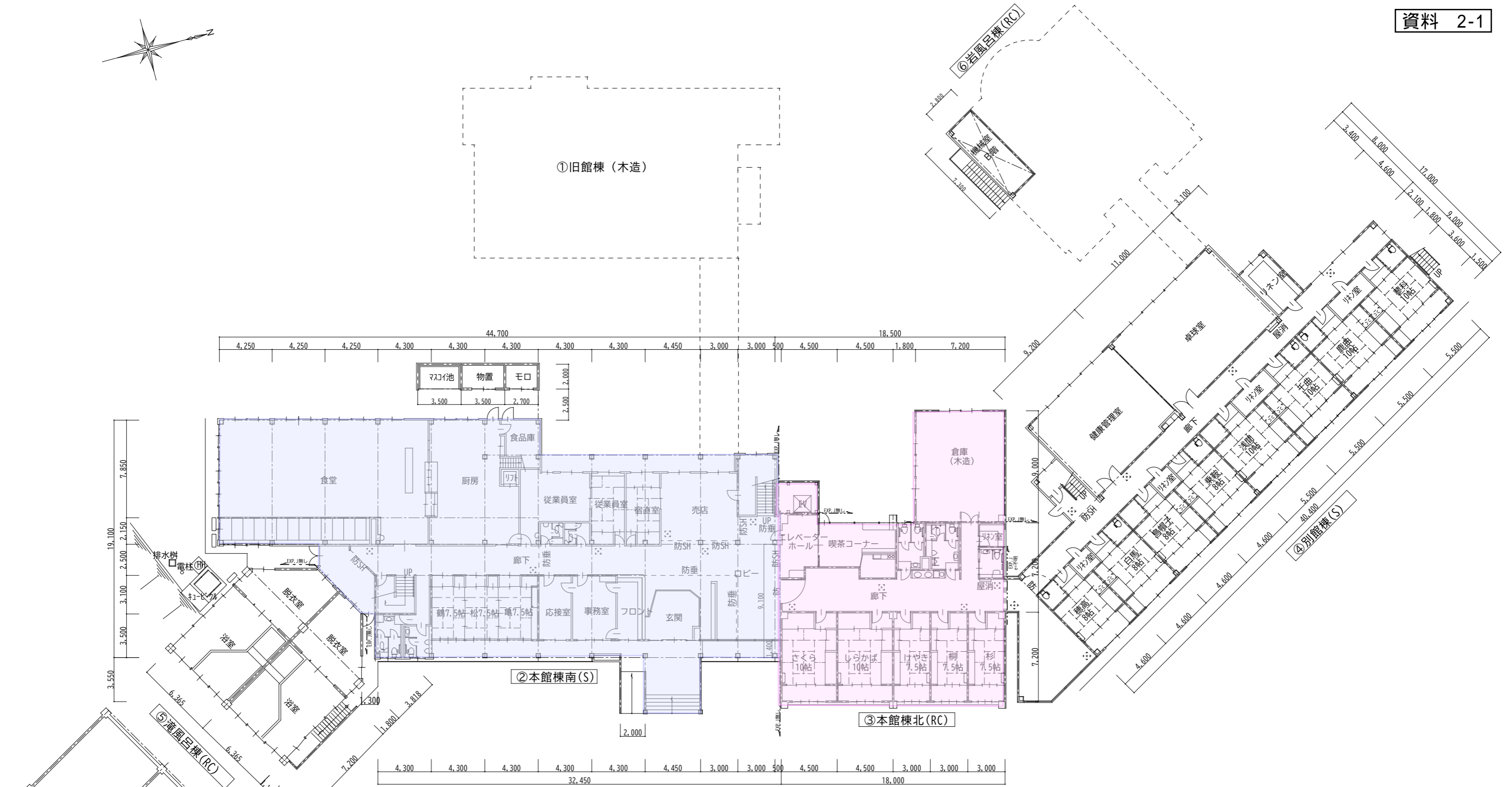
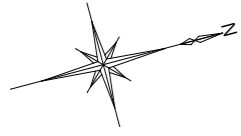
(備考) 宿泊に係る利用において、8畳間を1人で利用する場合又は10畳間を2人で利用する場合は、宿泊料に1,040円を加算する。

2 ゴルフ練習場の利用料金

入場料	200円
ボール利用料(1かご50個入)	410円
クラブ利用料(1本)	200円

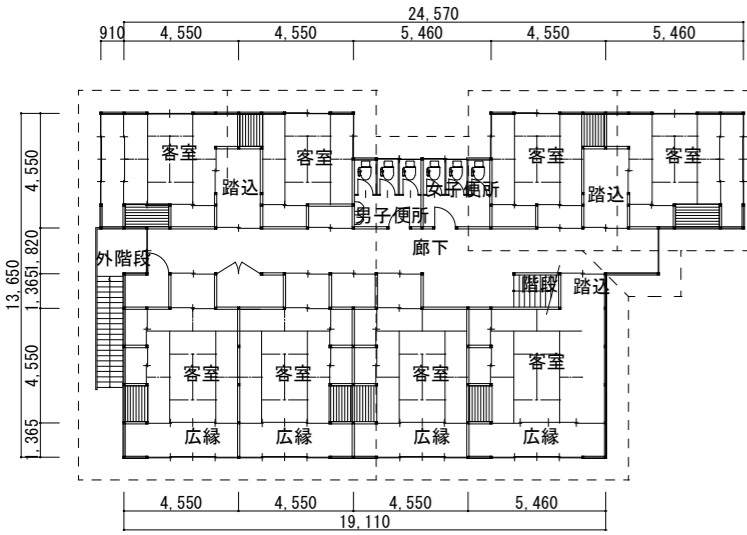
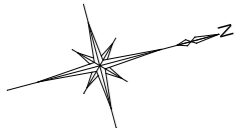
3 テニスコートの利用料金（1面当たり）

区分	時間	期間	
		7月1日～8月31日	左記以外の期間
市民が利用する場合	1時間	1,040円	1,040円
	半日	3,140円	2,090円
	全日	5,230円	3,660円
市民以外の者が利用する場合	1時間	2,090円	2,090円
	半日	5,760円	4,190円
	全日	8,900円	7,330円

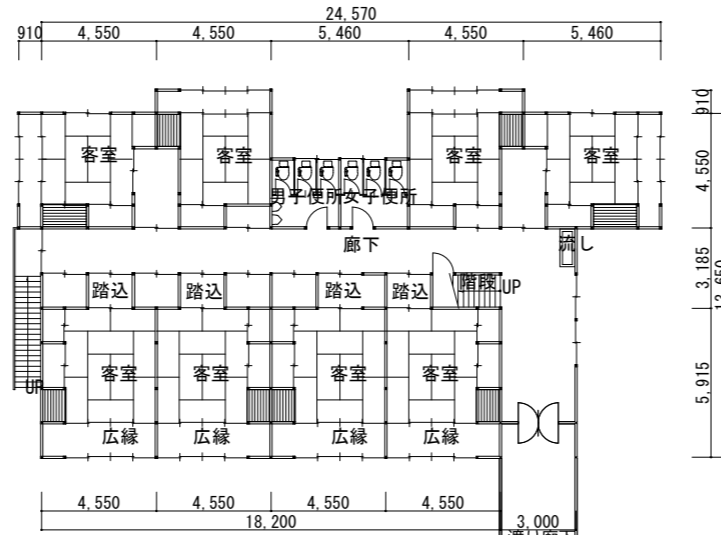


建物の概要

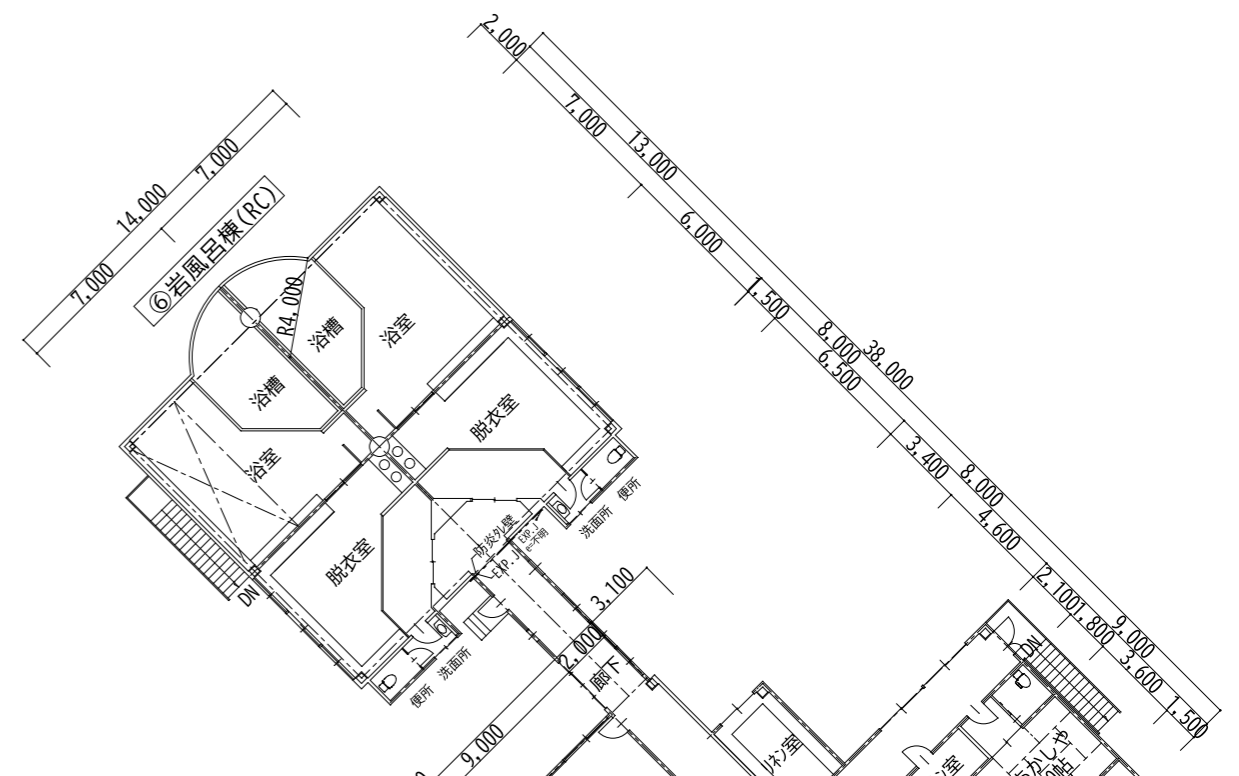
番号	棟名	構造	階数	面積(m ²)	築年	耐震診断結果
①	旧館	W	2階建	585.12	昭和42年	危険
②	本館棟南	S	2階建	1,100.86	昭和58年	補強必要
③	本館棟北	RC	2階建	518.40	昭和47年(推定)	補強必要
		W	平家	63.36	昭和47年(推定)	補強必要
④	別館棟	S	2階建	1,210.06	平成元年	補強不要
⑤	滝風呂棟	RC	地下1階地上1階	259.79	昭和58年	補強不要
⑥	岩風呂棟	RC	地下1階地上1階	222.50	平成元年	補強不要
計				3,960.09		



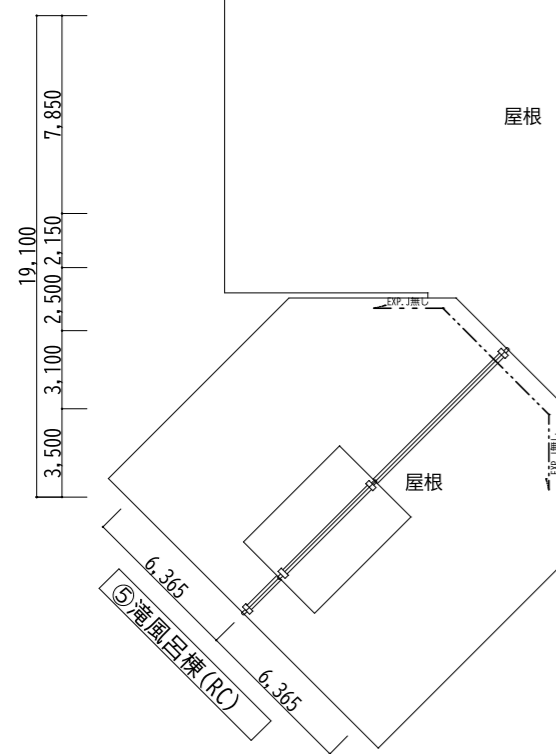
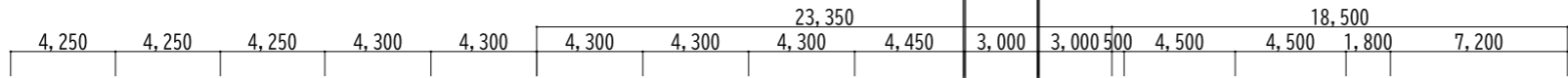
①旧館棟2F



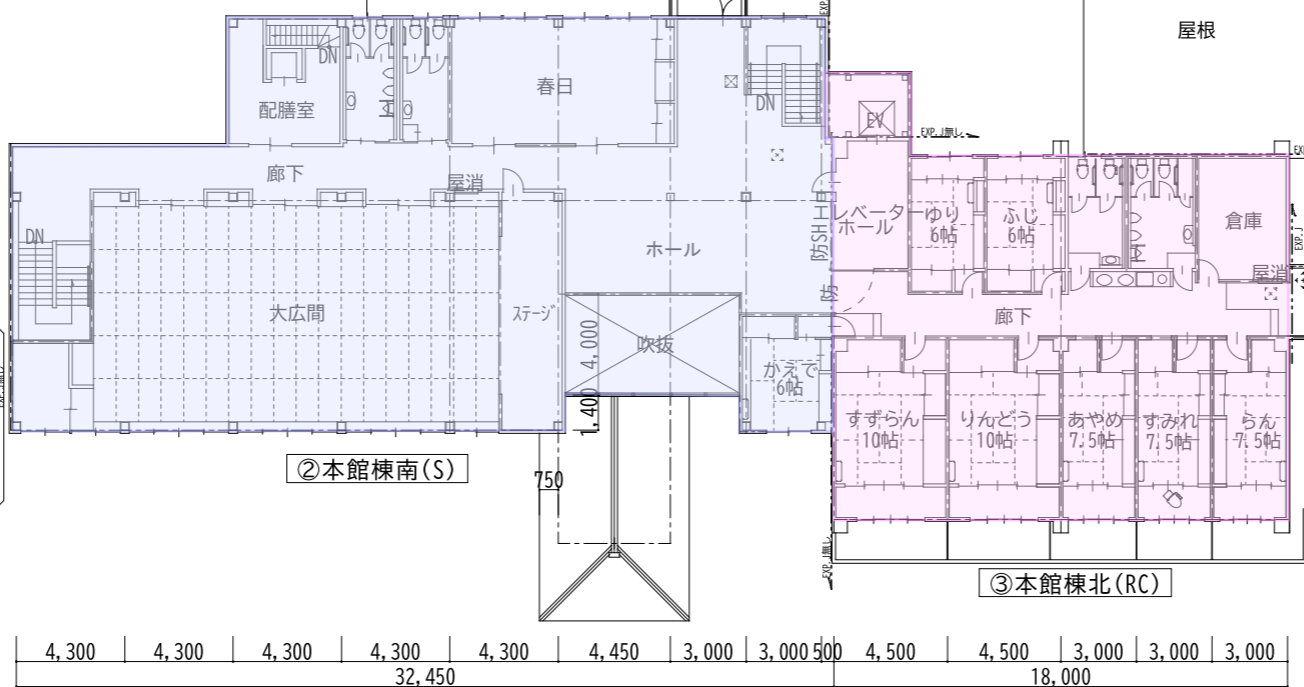
①旧館棟1F



⑥別館棟(RC)



⑤別館棟(RC)

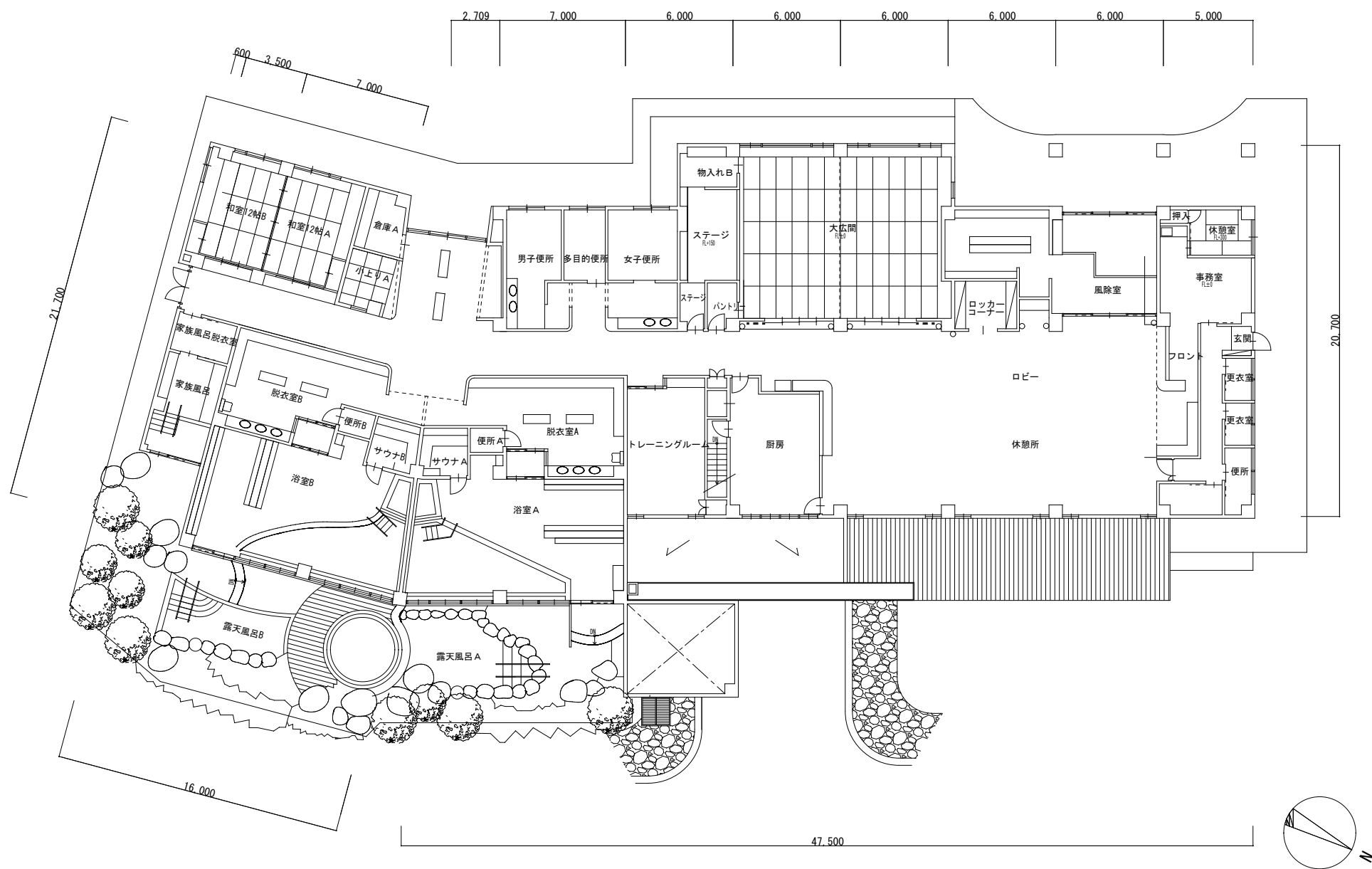


②本館棟南(S)

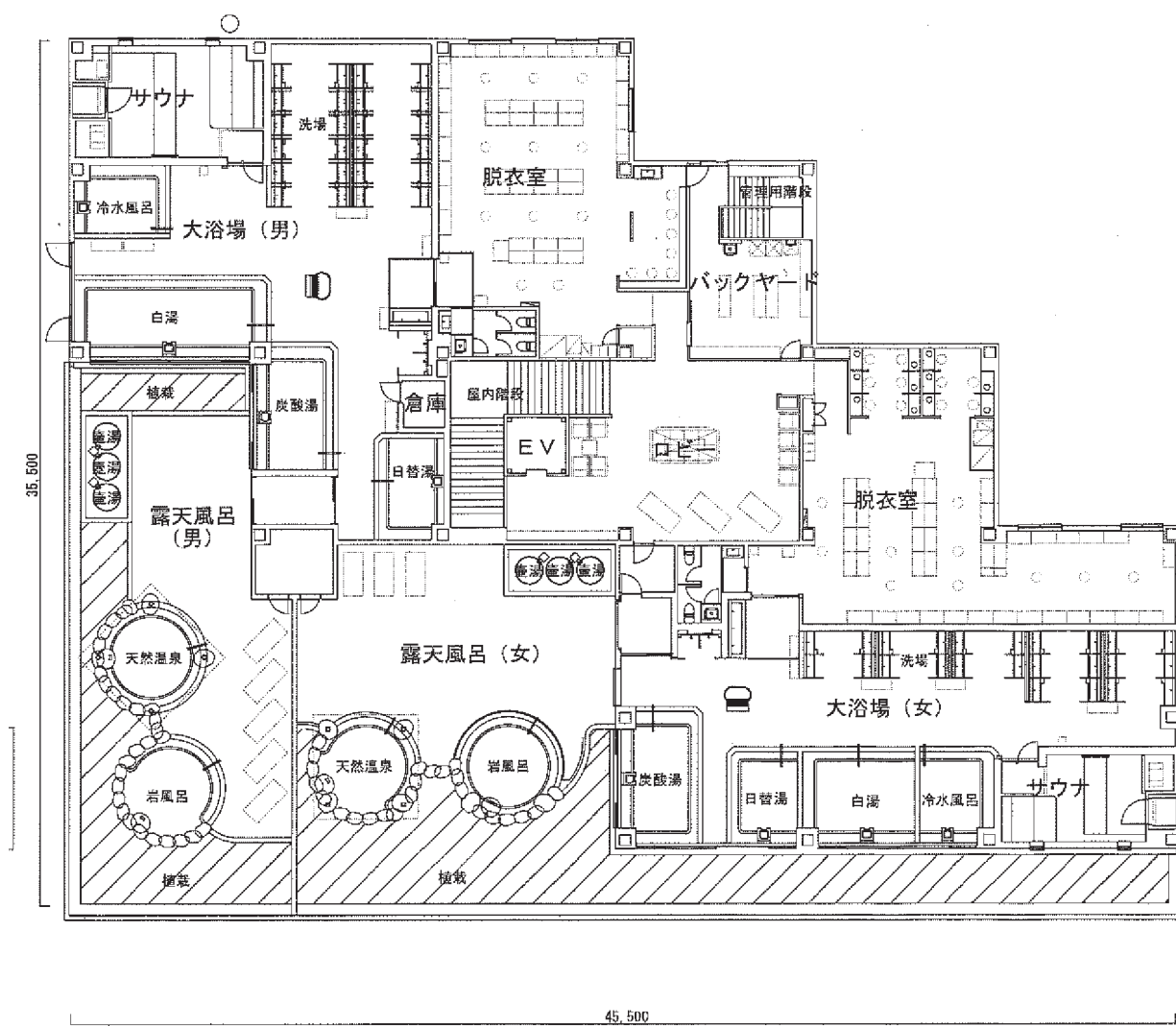
③本館棟北(RC)

④別館棟(S)

もちぎき荘	佐久市	担当	日付	図面名	縮尺	図番
		CHECK	2025.09.29	1F・2F 全体平面図	1/300	A - 02



布施温泉1階平面図 S=1/300



みはらしの湯2階平面図 S=1/300

もちづき荘再整備(ハード面)に係る意見・課題等一覧表

No.	分類	意見・課題	資料
1	温泉・風呂場	温泉の泉質と源泉かけ流しであることが魅力。	第Ⅱ編加熱センター及びもちづき荘の基本構想
2	温泉・風呂場	浴場の脱衣所が狭く、トイレがないため不便。	第Ⅱ編加熱センター及びもちづき荘の基本構想
3	温泉・風呂場	水風呂が欲しい	両方
4	温泉・風呂場	露天風呂付客室を作って欲しい	もちづき荘宿泊者アンケート
5	温泉・風呂場	脱衣所が寒い、床が冷たい	もちづき荘宿泊者アンケート
6	温泉・風呂場	風呂が狭い	両方
7	温泉・風呂場	サウナが欲しい。(全体合計では10.4%にとどまっているが、10～20代は3倍近い28.6%を示すほか、30～40代も17.4%と高い。)	両方
8	温泉・風呂場	家族風呂、貸切風呂が欲しい。(ファミリー利用が多いと推察される30～40代が13.0%で相対的に高い。)	両方
9	温泉・風呂場	景色の良い露天風呂が欲しい。(どの年代も高いが、中でも30～40代が73.9%で最も高い。)	両方
10	温泉・風呂場	貸切風呂は身体が不自由でも入れるようにして欲しい	もちづき荘宿泊者アンケート
11	客室	客室のバリアフリー化。	第Ⅱ編加熱センター及びもちづき荘の基本構想
12	客室	畳や襖が古いという意見。	第Ⅱ編加熱センター及びもちづき荘の基本構想
13	客室	壁が薄く隣の部屋の声が聞こえる。	第Ⅱ編加熱センター及びもちづき荘の基本構想
14	客室	客室への内風呂や高級感。特別感のある客室への要望	第Ⅱ編加熱センター及びもちづき荘の基本構想
15	客室	部屋にトイレを付けて欲しい	もちづき荘宿泊者アンケート

もちづき荘再整備(ハード面)に係る意見・課題等一覧表

No.	分類	意見・課題	資料
16	客室	BSやネットフリックス等を見られるようにしてほしい	もちづき荘宿泊者アンケート
17	客室	Wi-Fiを部屋でも利用できるようにしてほしい。(若い世代を中心に多く、10~20代で85.7%、30~40代で82.6%と突出している。)	両方
18	客室	布団敷は負担、ベッド付きの客室が欲しい。(年齢が高まるにつれて回答率が高まり、90歳以上では回答者のすべてがこれを求めている。)	両方
19	客室	車椅子が利用しやすい客室が欲しい。(90歳以上では66.7%と高い。)	両方
20	設備等	駐車場から玄関までの坂道が高低差があり勾配が急なため高齢者等に不便。	両方
21	設備等	ロビーが狭いため、宿泊者のチェックインと日帰り利用者の受付が重なると混雑する。	第Ⅱ編加熱センター及びもちづき荘の基本構想
22	設備等	ボイラー等の設備の老朽化により、温泉の供給が不安定となっている。	第Ⅱ編加熱センター及びもちづき荘の基本構想
23	設備等	ボイラーや貯水槽等は配湯する規模に見合ったものを検討する必要がある。	第Ⅱ編加熱センター及びもちづき荘の基本構想
24	設備等	バイオマス燃料を含めた再生可能エネルギーなど多様な加熱システムの導入を検討する必要がある。	第Ⅱ編加熱センター及びもちづき荘の基本構想
25	設備等	給配湯管路(源泉から施設)も老朽化が進んでいる。	第Ⅱ編加熱センター及びもちづき荘の基本構想
26	設備等	周辺の景色や夜景が楽しめるスペースの要望	第Ⅱ編加熱センター及びもちづき荘の基本構想
27	設備等	厨房、事務室、売店スペースも狭い	第Ⅱ編加熱センター及びもちづき荘の基本構想
28	設備等	館内をバリアフリーにほしい	もちづき荘宿泊者アンケート
29	設備等	廊下(や温泉の脱衣所)が寒い	もちづき荘宿泊者アンケート
30	設備等	フローリング床が冷たい	もちづき荘宿泊者アンケート

もちづき荘再整備(ハード面)に係る意見・課題等一覧表

No.	分類	意見・課題	資料
31	設備等	断熱材を増やして欲しい	もちづき荘宿泊者アンケート
32	設備等	床暖房を入れて欲しい	もちづき荘宿泊者アンケート
33	設備等	日帰りでも利用できる休憩室が欲しい。(年齢に関わりなく幅広く求められている。市内在住者において25.5%と、比較的高い回答率がみられる。)	両方
34	設備等	10～20人程度の小規模グループで会食できる部屋が欲しい。(市内在住者において相対的にやや高い9.8%を示している。)	もちづき荘宿泊者アンケート
35	その他	ロビーが狭く宿泊者のチェックインや日帰り利用者の待ち合わせなどで混雑する	第Ⅱ編加熱センター及びもちづき荘の基本構想
36	その他	もちづき荘の風情が気に入っており、変わってほしくない	もちづき荘宿泊者アンケート
37	その他	俗化していないのが良い	もちづき荘宿泊者アンケート
38	その他	アンケート結果(利用者年齢) > 70～80代50.4%、50～60代40.2%、30～40代6.7%	もちづき荘宿泊者アンケート
39	その他	アンケート結果(長野県内利用者の居住地) > 佐久市41.5%、佐久市以外58.5%	もちづき荘宿泊者アンケート
40	その他	アンケート結果(同行者数) > 2人48.3%、1人14.5%、4～10人13.6%、3人13%	もちづき荘宿泊者アンケート
41	その他	アンケート結果(利用者の泊数) > 1泊2日81.2%、2泊3日13.9%、3泊以上2.3%	もちづき荘宿泊者アンケート
42	その他	アンケート結果(利用目的) > 温泉82.9%、里帰り4.6%、ゴルフ3.8%、森林浴2.9%	もちづき荘宿泊者アンケート
43			
44			
45			